

■令和2年度第2回（第302回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和2年8月24日（月）午後2時00分～午後2時55分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、阪口副市長、水道事業管理者、教育長
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、子ども未来局長

【議 題】 新たな療育機能の設置について

< 提 案 説 明 >

新たな療育機能の設置について、子ども未来局から次のような説明があった。

- ・ 本市の療育の課題解決及び療育体制を強化するため、（仮称）新療育センターを設置してよろしいか、審議をいただくものである。
- ・ 療育を取り巻く環境の変化として、発達障害者支援法の施行以降、発達障害として支援を必要としている子どもが増加しており、近年では、これまでの肢体不自由児、知的障害児、聴覚障害児に加え、発達障害児が療育対象に加わり、療育を必要とする子どもの数が全国的に増加している。
- ・ 本市においても、全国的な傾向と同様に支援を必要とする子どもが増加しており、診察を希望してから、診察を受けるまでの待ち期間が長期化している。
- ・ また、本市療育センターが市の西部に偏っていることから、東部地域の利用者の心身や生活上の負担が大きく、適切な療育に繋がっていないケースがあり、利用者をはじめ、発達障害者支援体制整備検討委員会や医師会等から、東部地域への療育センターの設置の必要性が指摘されているところである。
- ・ 本市ではこれまで、医師の増員及び診察室の増設、療育センターで行っていた医療での専門訓練を児童発達支援センターでの福祉サービスに移行することによる再診数の抑制、安定した診療体制の確保に係る国への要望等を行ってきたが、待ち時間解消となる診察枠の確保には至っていない。
- ・ さらに、地域医療と連携して療育体制の強化を図るため、医療機関ネットワークの構築を検討してきたが、多職種の人材確保や多様な検査への対応など、民間の医療機関で行うことが難しく、また、発達障害児の診察は他の疾患に比べて時間を要するため、地域医療機関をフォローする支援体制の整備が必要であることなど、課題が明らかになった。
- ・ また、地域偏在の解決策として、業務委託による東部地区への拠点の設置、岩槻休日夜間急患診療所の閉所時間の利用などを検討したが、一定水準のサービスを提供できる委託先がなく、施設の重複利用は許可がおりないため、診察を行うことができないなどの理由から、いずれも解決策とはならず、東部地域に新たな療育機能を設置す

る以外に有効な手立てがない。

- ・ これらの様々な問題を解決し、市全体の初診待ち期間の加速度的短縮、地域連携構築に向けたモデル事業の導入、利用者及び保護者の通院負担の軽減を図るためには、新たな療育センターの設置が必要である。
- ・ 事業計画として、まず、設置場所は、地域偏在を是正するため市東部に位置し、医療機関ネットワークの構築に向けた岩槻医師会との連携が可能であり、公共施設マネジメント計画等の整合性を踏まえ、可能な限りコストを抑えた整備を行うという観点から、府内別館（旧岩槻区役所保健センター）とする。
- ・ 利用者数は主に岩槻区、見沼区及び緑区の一部の方を想定し、年間診察数延べ 9,400 人、年間訓練数延べ 4,000 人程度を見込んでいる。
- ・ 診療科目及び対象児は、診療科目を小児科、リハビリテーション科とし、発達障害児、肢体不自由児を対象とする。なお、発達障害児の訓練は、児童発達支援センター等の民間資源を活用する。
- ・ 民間医療機関との連携として、（仮称）新療育センターに地域連携促進チームを設置し、岩槻区を医療機関ネットワーク（16 ページ参照）のモデル地区とし、岩槻医師会等と協力しながら行っていく。なお、将来的には、モデル地区での取組を踏まえ、さいたま市全域に広げていく。
- ・ 配置する職員は、合計 15 人の配置（一部既存施設と兼務）を想定している。
- ・ 整備に係るイニシャルコストとして、（仮称）新療育センター整備による増額分を約 3,950 万円、備品購入費として約 1,700 万円と想定しており、ランニングコストとして、診療報酬等の歳入概算費用が約 4,600 万円、人件費や運営費等の歳出として約 9,000 万円を見込んでいる。
- ・ 今後のスケジュールとして、令和 3 年度に基本計画及び実施計画を行い、令和 4 年度に工事着手、令和 5 年度中の開設を目指す。

< 意見等 >

- ・ 医師を確保できる見込みはあるのか。
- 本議題が承認され次第、医師への打診を開始する。
- ・ 利用者の見込みはどのように算出したのか。利用者が見込みより大幅に減少する可能性はないか。
- これまでの実績に基づく伸び率から算出した。また、既存施設では再診の予約も取りにくい事態が生じているため、その潜在ニーズも見込んでおり、極端に減ることはない。
- ・ 17 ページにおいて、（仮称）新療育センターでは、指定管理や民営の児童発達支援センターを活用することとなっているが、療育センターさくら草のように社会福祉事業団に委託しないのか。
- （仮称）新療育センターでは、児童発達支援センターは新設せず、既存の市内 7 か所の児童発達支援センターを利用していただく（19 ページ参照）。
- ・ 新たに診察可能となる 9,400 人を、見沼区・岩槻区・緑区（一部）を対象エリアとする（仮称）新療育センターだけで受け入れるのであれば、療育センターさくら草

の診察待ちが解消しないと思うが、地域間の調整についてどのように考えているか。
→ 3館の対象エリアを再編することは可能と考えており、利用者の利便性等を考慮しながら、3館で調整し、臨機応変に対応していく。

< 結果 >

子ども未来局発議の新たな療育機能の設置については、原案のとおり了承とする。

なお、(仮称)新療育センターの運営体制が、他の地域で展開できるモデルとなるよう、医師会等と連携して取り組むこと。

< 会議資料 >

新たな療育機能の設置について